

高知県チャレンジショップ事業費補助金 新旧対照表

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">高知県チャレンジショップ事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助目的及び補助対象者)</p> <p>第2条 県は、商店街のにぎわいを創出し、活性化の促進に寄与することを目的として、<u>チャレンジショップを運営する商店街振興組合又は事業協同組合、商工会、商工会議所、及び商店街振興の取組を進めるNPO等</u>（以下「補助事業者」という。）に対し、次条各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月12日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>平成30年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条及び第16条から第18条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年3月19日から施行する。</u></p> <p><u>2 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県チャレンジショップ事業費補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助目的及び補助対象者)</p> <p>第2条 県は、商店街のにぎわいを創出し、活性化の促進に寄与することを目的として、<u>ふるさと雇用再生チャレンジショップ事業で開設したチャレンジショップを運営する商店街振興組合又は事業協同組合</u>（以下「補助事業者」という。）に対し、次条各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月12日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>平成27年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条及び第16条から第18条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>文言修正</p> <p>変更</p> <p>追加</p>